

2 提案基準及び一括同意基準

判断基準第5に規定する提案基準及び一括同意基準を次に定める。ただし、提案基準2から提案基準10までの一括同意基準については、敷地前面の道（通路）が袋路状である場合を除き、都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条による開発行為の許可を受けたものであって、同許可の手続き上、提案基準3から提案基準10までの各基準における通路の整備等について、その実施の見込みがあるものは、一括同意基準3から一括同意基準10までの各基準の第1第1号に適合しているとみなす。

なお、各提案基準の適用の範囲に規定する「幅員が構成されている」の意義は以下のとおりとする。

| 通路の状況 | |
|------------|---|
| 幅員が構成されている | <p>【例示】 提案基準3 第2（適用の範囲） 2 公共の用に供する道及び私有地によって幅員が構成されている通路</p> <p>【意義】 公共の用に供する道と平行して通路の形態を成している私有地とで各提案基準に規定する幅員が成り立っているもの</p> <p>法42条道路</p> <p>私有地（例：拡幅部分）</p> <p>公共の用に供する道（例：里道）</p> <p>申請敷地</p> <p>公共の用に供する道及び私有地によって幅員が構成されている通路 （各提案基準に規定する幅員を満足）</p> |